

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・吉永明弘

環境倫理学の
三つの流れ

私の専門分野は環境倫理学である。環境倫理学は一九七〇年代にアメリカに誕生し、日本には一九九〇年代に導入された学問である。

アメリカではアルド・レオポルドの「土地倫理」が環境倫理の古典とされ、生態系全体を守るという倫理をもつべきだと主張された。日本では加藤尚武が、環境倫理学の主張を①自然の生存権、②世代間倫理、③地球全体（有限）主義、の三点にまとめて提示し、これは今では高校の倫理の教科書にも載せられている。

また同時期に、鬼頭秀一が、アメリカの環境倫理学の背景にある「原生自然」（人の手が入っていない自然）を重視する考え方を批判し、人の手が加わった自然と、人々の暮らしとを総合的にとらえ、

地域における人と自然とのかわりという観点から「ローカルな環境倫理」を立ち上げることを提案した。この議論は里山論と親和性が高く、多くの研究者に受け入れられている。

都市環境への注目

環境倫理学には、以上述べた三つの流れがある。興味深いことに、これらが共通に話題にしてこなかった「環境」がある。それが「都市環境」である。世界人口の半数が都市に住むようになり、多くの人々にとって、足元のローカルな環境は里山ではなく都市になったといえる。

しかし、環境倫理学では原生自然や里山が尊重されたのに対して、都市は軽視あるいは罪悪視されてきた。というのも、都市は自足的な地域ではなく、地球環境に負荷

をかけており、自然も少なく、人間の住む環境としても適切ではないというイメージがあったためである。

これに対して、アメリカで二〇〇〇年代に、都市環境を積極的に評価する議論が現れるようになった。集住や公共交通の利用などによって地球環境への負荷を小さくすることができると地域であることや、都市内の自然を豊かにしたり自然を再生したりすることを通じて都市の暮らしを豊かにしうる可能性があるという視点が登場したのである。

私はこの「都市の環境倫理」の議論に立脚して、都市の中の自然、特に街路樹や緑地を環境倫理学の観点から価値付ける作業に取り組み始めている。



「都市の環境倫理」

都市の街路樹・緑地にある
九つの価値

最近「現代ビジネスオンライン」に「世界から大きく取り残されている、日本の「都市再開発」の残念な実態」という記事を書いた (<https://gendai.media/articles/-/98596>)。そこでは、近年、日本各地で都市再開発によって街路樹が伐採され緑地が削られているのに対し、海外ではむしろ都市に緑を増やす政策が打ち出されていることを、藤井英二郎・海老澤清也・當内匡・水眞洋子「街路樹は問いかける」(岩波ブックレット)に基づいて紹介した。

続けて、この記事の中で、環境法学者のデヴィッド・タカーチが、「生物多様性という名の革命」(日経BP社)の中で提示した九つの「生物多様性の価値」を、都市の街路樹や緑地の価値として読み替えた。すなわち都市の緑地には、第一に、科学的(学術的)価値がある。多種多様な樹木を保全・管理することで植物学の知見が深まる(天然記念物など)。

第二に、生態学的価値がある。樹木は都市の水の流れを調整し、

緑陰の気温を低下させる（生態系サービス）。

第三に、経済的価値がある。自然景観をアピールすることで観光客による地域経済の活性化が見込める（観光資源）。

第四に、社会的アメニティの価値がある。素敵な並木道があることは喜びであり地域の誇りである。

第五に、バイオフィリア的価値がある。人間は本能的に緑を求めらるもの（バイオフィリアとは保全生物学者ウィルソンが作った「生命への愛」を意味する言葉）。

第六に、変容的価値がある。これは緑地や並木道を実際に歩いてみればその価値が分かる（体験が人間の考えを変容させる）というものだ。

第七に、固有の価値がある。人間の都合にかかわらず樹木自体が尊いものだ。

第八に、美的な価値がある。端的に自然は美しい。

第九に、スピリチュアルな価値がある。神木や古木、昔からの森には神様が宿っている。

このように、都市の街路樹や緑地にはさまざまな価値を付与できる。これは、街路樹や緑地を守る

べき理由を説明したものとさえいえる。そして現在の環境倫理学では、それなりに説得力のある理由が複数あるなら、それらはすべて考慮に値するという考えが主流になっている。

街路樹・緑地の価値は都市政策に組み込まれているか

ところで、このような緑地の価値は日本の都市政策に組み込まれているのだろうか。この問題を考えるには、石川幹子『都市と緑地』（岩波書店）が参考になる。

石川は、緑地保全制度の歴史とそれを支えた理念を丁寧記述している。前半では欧州のコモンの保全、アメリカのパークシステム、イギリスの田園都市とグリーンベルトが紹介され、後半で日本の都市計画の歴史と、その中の緑地保全の理念と仕組みが詳述される。

ここで注目したいのは、一九三〇年代の東京緑地計画における「緑地」の定義である。「緑地とはその本来の目的が空地にして、宅地、商工業用及び頻繁なる交通用地のごとく、建設せられざる永続的のものをいう」（『都市と緑地』二四六頁より）。石川はこの「永

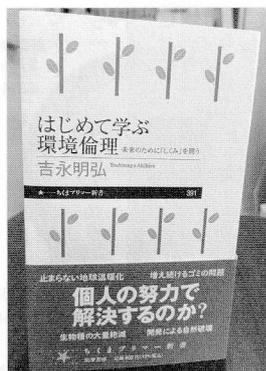
続的」という部分に着目し、この定義は、緑地が「法及び財源措置の裏付けを有する社会資本」（同書二四九頁）であることを示していると解釈する。

また石川は、一九二七年に当時の大阪市長の関一が、都市を「建築地域と永久に建築してはならない地域との二つに分けなければならぬ」と提案していたことを紹介している（同書二二六頁）。これは関東震災において空地が多くなるとの命を救ったことを踏まえての提案である。

石川の著書からは、都市の緑地は政策的に維持されるべき重要な場所であるという認識が、戦前の日本の都市政策者によって共有されていたことが分かる。現実には土地所有者への補償がないなどの制度の不備があり、緑地地域の無秩序な市街化が進んでしまったが、当時の都市政策において緑地に大きな価値が認められていたことは確かである。

ひるがえって、現在の都市政策において、緑地の価値は正しく認識されているだろうか。「グリーンインフラ」という概念が流行し、社会資本としての緑地の価値が認

められてきている一方で、日本各地で樹木伐採や緑地の開発が続いている。本稿では石川の著書の中から印象的な部分を取り出したただけに終わったが、過去の都市政策における緑地の思想を掘り起こすことによって、現在の都市政策を反省することが必要だと考える。



「はじめて学ぶ環境倫理」

吉永 明弘 ● よしなが あきひろ
千葉大学大学院社会文化科学研究科修了。博士（学術）。江戸川大学社会学部現代社会学科准教授を経て、現在は法政大学人間環境学部教授。専門は環境倫理学。